

中土佐町木造住宅耐震診断事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次期南海地震に備え、木造住宅の安全性の向上を図り、住民が安心して住むことのできるまちづくりを進めるとともに、安全な居住環境に対する住民意識の向上を図ることを目的とし、住宅の耐震診断を行う者を派遣する事業（以下「耐震診断事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、梁等の主要構造部材が木造で造られている木造軸組の住宅をいう。
- (2) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会及び社団法人日本建築士連合会編集による「増補版木造住宅の耐震精密診断補強方法」を基準に作成した高知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき建築物の地震に対する安全性を評価する事をいう。
- (3) 耐震診断士 高知県が実施する耐震診断講習会の過程を終了し、高知県知事から登録を受けた者をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断事業の調査対象となる住宅は、町内に所在し、次の各号いずれにも該当する木造住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された建物で、昭和57年1月1日までに竣工した階数が2以下の建物
- (2) 併用住宅においては、居住の用に供されている部分があるもの
- (3) 丸太組工法又は大臣等の特別な認定を得た工法以外の建物

(対象者)

第4条 耐震診断事業の調査対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 前条の規定に該当する住宅の所有者または相続権者とする。
- (2) その者が中土佐町税等を滞納していないこと。
- (3) 別表第1に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(申込み)

第5条 耐震診断を受けようとするもの（以下「申込者」という。）は、中土佐町木造住宅耐震診断事業申込書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(派遣決定等)

第6条 町長は、前条の診断申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し耐震診断士（以下「診断士」という）の派遣の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、診断士の派遣を決定したときは中土佐町木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（第2号様式）により、当該申込者に通知するものとする。

(結果報告)

第7条 診断士は、耐震診断事業に係る木造住宅の耐震診断を実施したときは、診断完了後速や

かにその結果を町長に報告しなければならない。

(派遣決定の取り消し等)

第8条 町長は、第6条第2項の規定により診断士の派遣決定を受けた申込者が虚偽の申請又は不正の手段により当該派遣の決定を受けたときは、診断士の派遣の決定を取り消し、若しくは診断士の派遣に要した経費に相当する額の納付を命じる事が出来るものとし、又は既に納付した負担金は還付しないものとする。

(守秘義務)

第9条 診断士は、耐震診断事業に関し知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月26日中土佐告示第29号)

この要綱は、平成21年6月26日から施行する。

附 則 (平成22年6月10日中土佐告示第22号)

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日中土佐告示第49号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日中土佐告示第43号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日中土佐告示第38号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月25日中土佐告示第78号)

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日中土佐告示第43号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。